

RIA事後検証シート

事後検証実施日：平成29年3月30日

対象政策	下水道法施行令の一部を改正する政令	事前評価実施日	平成23年8月31日
		事後検証実施予定年度	平成28年度
担当課	国土交通省水管理・国土保全局 下水道部下水道企画課	担当課長名	住本靖
規制の目的、内容及び必要性等	<p>① 法令等の名称・関連条項とその内容  <b>【法令等の名称】</b>                  下水道法施行令の一部を改正する政令  <b>【関係条項とその内容】</b>                  金属製品製造業等の特定事業場（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第2条第6項に規定する特定事業場をいう。）からの下水の排除の制限に係る水質の基準（以下「下水道法における排除基準」という。）が定められている（下水道法施行令第9条の4第1項第15号）</p> <p>② 規制の目的                  終末処理場での処理が困難な物質に係る下水道法における排除基準を定めることで、終末処理場からの放流水質基準を、水質汚濁防止法で定める特定事業場からの公共用水域への排水に対する規制基準を定める排水基準を定める省令の排水基準（以下「水質汚濁防止法における排水基準」という。）に適合させ、水質汚濁防止法と下水道法の調整を図ることで、排水規制行政の統一的な運用を担保することを目的とする。</p> <p>③ 規制の目的に係る目標                  a 関連する政策目標                  -                  b 関連する施策目標                  -                  c 規制により達成を目指した状況についての具体的指標                  「公共用水域水質測定結果」（環境省水・大気環境局）において、1,1-ジクロロエチレン（フィルム等の合成原料に使用され、肝臓や腎臓に係る健康被害を生ずるおそれがある物質。分子式はC2H2Cl2。）に係る水質環境基準値超過地点が引き続き0であること。</p> <p>④ 規制の内容  <b>【規制の緩和】</b>                  1,1-ジクロロエチレンに係る下水道法における排除基準を0.2mg/Lから1mg/Lに緩和する。</p> <p>⑤ 規制の必要性                  WHO飲料水質ガイドライン及び水道水質基準の改定を踏まえ、平成21年11月に1,1-ジクロロエチレンに係る水質環境基準（水質汚濁防止法第4条の2に規定する環境基準をいう。）について、「水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示59号）」を改正し、0.02mg/L以下から0.1mg/Lに緩和した。これを受けて、1,1-ジクロロエチレンに係る水質汚濁防止法における排水基準が、水質環境基準である0.1mg/Lの10倍である1mg/Lとなる見込みである。                  これを受けて、水質汚濁防止法と下水道法の水質規制について調整を図るため、終末処理場での処理が困難な1,1-ジクロロエチレンに係る水質汚濁防止法における排水基準の見直しと同時に下水道法における排除基準の見直しを行う必要がある。</p>		

事後検証の結果	実績は、平成 26 年度（最新データ）まで、規制緩和後の水質環境基準を超過する地点は確認されていない。
規制の費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 遵守費用 当該政令の内容は規制の緩和であるため、追加の遵守費用は生じていない。</li> <li>② 行政費用 当該政令の内容は規制の緩和であるため、追加の遵守費用は生じていない。</li> <li>③ その他の社会的費用 特になし。</li> </ul>
規制の便益	<p>1,1-ジクロロエチレンは容易に生分解されないため、特定事業場では産業廃棄物として処理されていることなどから、下水道法における排水基準が緩和されたことにより、新たに下水道に下水を排除する特定事業場にとって、従前よりも設備投資が軽減された具体的な事実は確認できていない。</p> <p>一方で、水質汚濁防止法における排水基準と下水道法における排除基準の調整を図ることで、公共用水域に直接排水する特定事業場と、下水道に下水を排除する特定事業場との間の不公平や、特定施設の設置者及び地方自治体における混乱の招来を防止することができた。</p>
費用と便益の関係の分析等	当該措置を講じることによる追加的な費用は生じていない中で、公共用水域へ排水する特定事業場を規制する水質汚濁防止法と、下水道に下水を排除する特定事業場を規制する下水道法の調整を図り、排水規制行政の統一的な運用を担保することにより、特定事業場間の不公平や、特定施設の設置者及び地方自治体における無用な混乱の招来を防止することができ、規制の事前評価のとおり、便益は費用を上回っている。
有識者の見解や関連データ	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 規制実施後の有識者等の意見 -</li> <li>② 目標達成未達成に際して影響を与えた外部要因とその具体的内容 -</li> <li>③ 評価において用いたデータや文献等の概要や所在に関する情報 公共用水域水質測定結果（環境省水・大気局）（平成 23～26 年度）</li> </ul>
その他	